

(次期)北九州市障害者支援計画のあり方懇話会 第3回第一部会

(会議要旨)

日 時	平成29年11月2日(木) 18:00~20:20
場 所	市庁舎 3階 大集会室
出席構成員 (11名)	◆(次期)北九州市障害者支援計画のあり方懇話会構成員 國友部会員、古柴構成員、小鉢構成員、中村(恵美子)構成員、 橋本(弓子)構成員、久森構成員、深谷構成員、松尾(圭介)構成員、 松尾(まゆみ)構成員、山下構成員、山田構成員
欠席構成員 (2名)	早田構成員、長森構成員
事務局 及び関係課	【事務局(保健福祉局 障害福祉部)】 障害福祉部長、障害福祉企画課長、障害者支援課長、発達障害担当課 長ほか 【関係課】 保健福祉局地域リハビリテーション推進課長ほか
次 第	1 開会 2 意見交換 (1) 「(次期)北九州市障害者支援計画」の「基本的な施策」 3 閉会

会 議 経 過	
発言者	発 言 要 旨
事務局	<p>ただ今から（次期）北九州市障害者支援計画のあり方懇話会 第3回第一部会を開催する。</p> <p>配布資料確認</p> <p>次に会議出席者の確認を行う。</p> <p>本日の会議出席者は、資料のとおり13名の構成員のうち、2名が所用により欠席となっており、11名に出席いただいている。</p> <p>それでは早速であるが、議事に入らせていただく。</p> <p>この後の会議の進行は部会長にお願いする。</p>
部会長	<p>それでは議事に沿って進めてまいりますので、皆さまにはご協力をお願いする。</p> <p>前回の第2回第一部会では、「基本目標Ⅰ」を達成するために設定された1～3の各分野における「基本的な施策」について、ご意見をいただきました。</p> <p>本日は、前回の「施策の方向性」からさらに踏み込んだ「基本的な施策」について、構成員及び部会員の皆さんからご意見をいただきたいと思う。</p> <p>意見交換に入る前に、まずは、「基本的な施策」設定の考え方や、主な内容について、事務局から説明をお願いする。</p>
企画調整係長	<p>事務局説明</p> <p>資料1 「（次期）北九州市障害者支援計画」の体系（案）、</p> <p>資料2 （次期）北九州市障害者支援計画の「基本的な施策」の設定に</p> <p>当っての考え方【全部会共通】、</p> <p>資料3 （次期）北九州市障害者支援計画「基本的な施策」のポイント</p> <p>（第一部会）</p> <p>資料4 （次期）北九州市障害者支援計画の「基本的な施策」（案）</p> <p>について説明。</p>
部会長	<p>前回は分野ごとに分けて意見交換をしていただいたが、今回は3つの分野全体で意見をいただくこととしたい。分野1から3のいずれに関するものでもかまわないのでご発言いただきたい。</p> <p>ご発言の際は、基本的な施策の項目番号を予め言っていただけると分かりやすいと思うので、ご協力をお願いしたい。</p>
構成員	<p>【3－（1）－9について】（資料2の13ページ）</p> <p>前回の会議の中でも意見が出でいた部分で、「緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として」とあるが、私どもとしては緊急時というのはとても気になるフレーズであり、日常的に相談でき、生活支援をしていただく仕組みづくり、日常的に見守る仕組みづくりをお願い</p>

	<p>いしたい。次ページの3－(2)－2の北九州市基幹相談支援センターの充実の最後に「障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。」とあるが、私たちも本人や家族に寄り添った地域生活支援拠点を作っていたきたいと切に願っている。</p>
<p>部会長</p>	<p>他にご意見等ないか。</p>
<p>構成員</p>	<p>今の質問にも関連するが、前回の部会の中での要望や議論した内容が今回あまり反映されていない気がする。確かに字句の訂正等はあるが、今言われたような緊急時だけではなくて、日常的にひきこもりの問題等が色々あるので、それらについても要望して、事務局からは検討するという回答があったと思う。</p> <p>【1－(2)－1について】(資料2の3ページ)</p> <p>現在、国が病院の医療中心から地域が支えていく方向付けを非常に強調されているので、それに関連して居宅介護の問題とか、あるいはいわゆるACT(アクト)的な多職種によるアウトリーチ(訪問支援)というものが強調されていると思う。また参考資料4に国の第4次障害者基本計画があるが、その中で居宅介護の問題であるとか、アウトリーチが比較的強調されていたと思うが、そういった事柄があまり今回反映されていない。多職種によるアウトリーチもわずかに基幹相談支援センターのこのところでちょっと触れられているだけで、前回議論した内容が反映されていないのではないか。</p>
<p>部会長</p>	<p>事務局の方から説明はあるか。</p>
<p>発達障害担当課長</p>	<p>地域生活支援拠点についてであるが、緊急時の対応だけでなく日頃からきめ細かく寄り添ったといった視点が必要というご意見をいただいた。地域生活支援拠点については、現行の計画の中で必ずしも具体的な検討にまで至らなかったというところがある。この点についてはぜひ次期計画の中で具体化をしていきたいと考えているところであるが、日頃から地域での寄り添った支援というところについては、地域生活支援拠点だけの問題ではなく、地域での見守り支援の担い手全体が繋がっていくことによって体制を作っていくものだと考えている。そういう意味では地域生活支援拠点のところにそういった文言をそこにだけ盛り込むことが適切かどうか、また今の段階でそういう位置づけにしていくかどうかについては今後検討していきたい。その他に、今回、地域包括ケアシステムの構築というところを前面に出した計画の構成にしている。その中で多職種の連携についても基幹相談支援センターだけが取り組むものではないと思っている。お二人の意見を踏まえて文言等をもう一工夫できないか検討したい。</p>
<p>障害者支援課長</p>	<p>続いて、1－(2)－1の障害の特性に配慮したサービスの適切な推進のところについて、アウトリーチ(訪問支援)の施策が国の方で色々打ち出されているというご質問があった。これは平成30年の4月から新しいアウトリーチ型という手法で自立生活援助事業や、就労定着支援、居宅訪</p>

	<p>問による児童発達支援などが法定サービスとしてできる。今回の計画の段階では、その法律の関係の政省令がまだ出てない、具体的な中身がまだはっきり出ていないということで、まだ計画に盛り込むというところは難しいが、法定サービスであるのでやっていただける事業所があれば、私どももしっかり支援して進めていきたい事業だと思っている。今の段階ではこの計画に明らかに文言を書けないということは、ご理解いただきたい。後半のぶら下がり事業のところでは若干その辺については触れているかと思うが、今の段階ではそういう状態であるということをご理解いただきたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>構成員よろしいか。</p>
<p>構成員</p>	<p>【1－(2)－1について】(参考資料3の3ページ) 一番右の欄に内閣府第4次障害者基本計画の中にも「日常生活または社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、(中略)在宅サービスの量的・質的充実を図る。」と書いてある。そういう文言が今回の市の計画になると、まったくそこを無視しており、何も触れていない。他の項目を見れば理解できるという説明が今あったが、やはりそういう在宅サービスの質的・量的充実を図るとするのが国の施策の中で大きなウェイトを占めているのではないかと思う。そういうところがこの文言に全然反映されていないというのがどういうことなのかと不審に感じる。以前、あかつき会としても多職種によるアウトリーチの重要性をずいぶん強調させていただいて、それなりの文言がその後、市の計画の中に反映していただいたという経緯があるが、今回そういうような流れが後退しているような感じがする。さき程の基幹相談支援センターのところでは初めてアウトリーチについて触れているが、基幹相談支援センターがアウトリーチを行うということだけで済ましているように受け取れる。そういうものではないと思う。今回の見直しで文言や定義づけ等は確かに修正されているが、肝心の我々が前回までに要望した内容がほとんど計画案に反映されていないということに非常に不安を感じる。</p>
<p>障害者支援課長</p>	<p>仰るとおり1－(2)－1には同行援護、重度訪問介護、色々なサービスが書かれているが、私どもの計画の中では1－(2)－1ということで、少し短めにまとめている。この内容はかなり色々な事を意味している文言かと思っている。基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活を支援するというので、一括りではあるがかなり深い言葉として入れさせていただいている。 今のご質問の答えとしては、参考資料2をご覧いただければと思う。2ページの1－(2)－1「障害福祉サービスの質の向上等」に、ぶら下がり事業をかなりの数上げている。今ご指摘いただいたそれぞれの事業は当然計画に盛り込まれていくものであり、今、平成30年の報酬改定に向けて国で色々な議論がされ、より力を入れるべきところをより必要なところに手厚くしたり、そうでもないところを薄くしたりといったことを検討されている。当然こういった居宅介護、重度訪問介護等の事業の見直し等が</p>

<p>発達障害担当課長</p>	<p>行われ、報酬改定が必要なものに応じた配分になっていくものであるといった期待もしている。法定サービスであるので、当然そういった国の動きの中で私どももしっかりそれに添った形で行っていく。それぞれの具体的な事業については、こういったぶら下がり事業で表現させていただくということでご理解いただければと思う。</p> <p>相談支援・地域ケアの観点からもう少し補足する。先程、構成員お二人からご指摘いただいている地域での寄り添った支援や、多職種連携、アウトリーチ等は一つの施策だけで達成するものではないというのはご意見の通りだと思ふ。色々な施策、事業を進めていくときの基本的な考え方として明確に位置づけるべきものだという趣旨でのご指摘であろうと受け止めたので、その点が少し明確にできるように、例えば工夫の一つとして、資料2の14ページの「(2) 相談支援体制の充実」の下に2行のリード文(導入部)がある。これは3-(2)-1以降の3-(2)の項目全体にかかる基本的な考え方を示した文章である。例えばこういった全体を括るところで基本的な方向としてアウトリーチを大切にするという姿勢であるとか、多職種連携の視点等をもう少し明確に、内容が漏れているのではないかという不安が生じないような工夫をさせていただきたいと思ふている。</p>
<p>部会長</p>	<p>そのあたりの文言の修正をよろしくお願ひしたい。 他にご意見があれば。</p>
<p>構成員</p>	<p>【1-(1)-3について】(資料2の2ページ) 「意思決定支援ガイドラインの活用」とある。これは国が作成したガイドラインであるが、これを活用して意思決定支援を北九州市としても行っていくというところは方向性としても間違いはないのだろうと思ふが、私個人として、また主な弁護士が考えているところを述べさせてもらおうと、これは非常に危険なガイドラインであると思ふている。障害のある方々の意思決定を支援するガイドラインとは言えないのではないかという議論がある。このガイドラインは事業者であるサービス提供者が主導して行う支援のガイドラインである。そこに障害のある方々の意思が反映されているのかどうか問題になっていて、これは使い方を間違えればまったく意思決定支援とは逆の方向になる危険性をはらんでいるものと私個人としては認識している。また国が策定してしまったものなので、排除するわけにはいかないだろうと思ふが、そのような危険性があるということを確認しつつ研修なりを行う、あるいは北九州市なりのガイドラインのガイドラインやマニュアルをつくる等の配慮が必要であると思ふている。</p> <p>【1-(1)-1について】(資料2の2ページ) また今の内容と関連するが、「意思決定が反映されたサービス等利用計画の作成促進」について、元々、意思決定することが困難な方々のための意思決定支援であるので、どういう風に反映させるのかということが重要だと思ふ。例えば多くの選択肢を与えてその中から選ばせてあげる等、支援する方々が良かれと思ふて与えるものではなくて、その方の生活歴であ</p>

	<p>るとか、その方が判断するであろう思考とかそういったものも影響して意思決定をするということも注意して、意思決定支援の推進をして欲しい。</p>
<p>発達障害担当課長</p>	<p>意思決定支援のガイドラインについては、構成員ご指摘の通り、国で発出をされたもので、私ども地方自治体としてはこのガイドラインの普及に努めていくことが求められている。一方でガイドラインについて様々なご意見やご指摘があるということは承知しているが、こういう意思決定を支援していく必要があるという考え方を明確に示し、それをガイドラインという形で全国的なものとしてまとめ、このように示されたということの意義は、私どもとしても重要であると考えている。確かにこの意思決定支援ガイドラインが意思決定支援の全てであるかということそうではないということも承知している。個人の意思表示を尊重する、個人の選択を尊重するということについては、よりきめ細かく生活のあらゆる分野において、あたり前になされるということが必要であると認識している。その意味ではこのガイドラインで全てが網羅されているものでは決してなく、サービスの支給決定にある程度絞った内容であり、実際の意思決定の支援をする役割の人が、サービスの支給決定やその相談に携わる人たちを想定して位置づけしているということについては、市としてはそれだけではないと認識をしている。ここはガイドラインを活用しつつ、それだけでは足りないというところを一緒に勉強していく中で考えていくべきものと思っている。一つの基本的な施策として意思決定支援の推進を柱として立てたということについては、ここが私どもの一つの意思表示とさせていただき、またご意見等をいただきながら進めていきたいと考えている。</p>
<p>部会長</p>	<p>今の説明に対して小鉢構成員から何かあるか。</p>
<p>構成員</p>	<p>例えば関係各所、関係団体と研修を行うと書いてあるので、我々法律家も入れてもらった上で、あるいは家族会の方々を入れてもらった上で、何らかの研修等を開催していただきたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>他に何かご意見等はないか。</p>
<p>構成員</p>	<p>【1－(3)－4】(資料2の4ページ) 4ページが一番下の1－(3)－6を統合したという説明だったが、この1－(3)－6の最後「併せて、障害のある子どもが安心して(略)」というところはそのまま持ち上がっているようであるが、その前の家族支援についての内容がこの統合した1－(3)－4の中からすべては読み取りにくい。その次の1－(3)－6に家族への支援体制の充実とあるが、こちらの方は家族を支援して最後の締めくくりが地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図りますと書いてあるので、やはり子ども目線で書かれてある。統合前の1－(3)－6という赤字で消された部分というのは家族目線の大切な項目だったように思うので、それは家族支援の目線というのを残していただきたい。統合後の1－(3)－6で「地域の</p>

中で子どもが健やかに育成できる環境整備」というのはとてもまとまっているわかりやすい表現なので外したくはないが、ここに「安心して子育てできる環境整備を図ります」と書いていただけると家族目線になると思う。そしてこの健やかに育成できる環境整備というのは、1-(3)-4に書いてあると思うので、そちらの「障害のある子どもが身近な地域に必要な支援を受けられる体制の充実を図ります」というところでも同じ様な意味合いになるかと思う。またここに健やかに育成できる環境整備という意味合いを加えてもいいのではないかと思う。説明が分かりにくかったかもしれないが、統合の仕方が気になり、家族支援の内容が薄れたような気がして意見をした。

【3-(1)-7について】(資料2の13ページ)

「体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します」とあるが、これは具体的な支援としてどういうイメージがあるのか。体調の変化、必要に応じてというのは、やはり急に呼吸管理が必要になったりだとか、喀痰吸引が必要だったりとか、そういう体調の変化も含まれるかと思うが、やはりそういう支援を受ける為には、障害支援区分認定の申請をして認定を受けてからでないと使えないという流れがある。そうではなく暫定的にでもすぐに障害福祉サービス等の社会資源を使えるようにしていくという方針なのか確認をしたいと思う。

部会長

この2点について事務局から説明はあるか。

障害者支援
課長

3-(1)-7についてであるが、参考資料2の14ページ、3-(1)-7のぶら下がり事業ということで対応を考えている。医療的ケア児の支援については、H28年6月に児童福祉法が改正されており、自治体は医療的ケア児を支援するために保健、医療、福祉、保育、教育といった関係機関の連携体制の構築や情報の共有に努めるよう規定が設けられており、これを実践すべく私どもの関係機関等の連絡会議を構築していかななくてはならないと思っている。例えば呼吸管理や、胃ろう、喀痰吸引等の色々な医療的ケアができる場所がないと、こういった方々が使える社会資源が限られているということは承知している。関係機関の色々な方の意見を聞きながら、こういった形で支援を充実していけばよいのかということは今考えているところである。例えば保育所や、学校、障害福祉サービス事業所でも放課後等デイサービス、児童発達支援事業、色々なところでこういった手立てを打てばそういった方々が使えるような社会資源になりうるのかということは今検討しているところである。

次に資料4の15ページをご覧いただきたい。医療的ケア児支援の対応について、今回、障害福祉計画で成果目標を掲げさせていただいている。今現在、医療型の児童発達支援事業所はないが、重い障害のお子さんが受け入れられる放課後等デイサービスと児童発達支援事業所が併せて20数か所あるので、こういったところをしっかりと広めていきたい。また医療的ケアが必要なお子さんが受け入れられる事業所を少しずつでも増やしていきたいということの方角性として考えているところである。

企画調整係長	<p>もう1点、その前にご質問があった1－(3)－4、1－(3)－6の取り扱いについて説明する。</p> <p>ご指摘の通り1－(3)－4に1－(3)－6を統合したため、ここではどちらかという障害のある人、障害のある子どもの視点の内容に整理されているような状況になっている。これは分野1がサービスの提供の充実に特化した内容としているので、本人目線の施策が集中しているものである。ご家族に対するケアについては、資料2の16ページ、分野3の3－(4)－1「障害のある人を支援する人の支援」において、家族介護者等のレスパイト（一時的休息）、ショートステイ等の利用について重複した内容を元々掲載していたものである。1－(3)の施策の中においては、1－(3)－6を1－(3)－4にだけ統合した形になるが、内容の一部は3－(4)－1と重複する内容になっている。ただし、今、構成員からご指摘があったように安心して子育てできるといったもう少し保護者の目線に立てるような分かりやすい表現というのは、確かに必要かと思うのでそこについては調整させていただきたい。</p>
構成員	<p>1つ目に質問した家族支援に関する基本的な施策の位置づけについては了解した。2つ目の質問の、体調の変化、必要に応じて一時的に利用することができる資源の整備推進の意味も分かった。今、医療行為が必要なのに、それが施設にないために利用できない方のために一時的に利用できる場所を増やすという意味と理解してよいのか。事業所が呼吸管理等の医療ケアを行っていないがために放課後等デイサービス等に行けない人たちのために、その医療ケアを一時的に行うことができ、受け入れることができる社会資源を増やすという意味合いで理解してよいのか。</p>
障害者支援課長	<p>医療的ケアが必要な方が、行きたい事業所に看護師がいなかったため受け入れられないという状況に、一足飛びにすぐ対応できるようになるのは難しいと思っている。今、放課後等デイサービスや、色々なところでそういった方を受け入れられる事業所が既に何か所かあると聞いており、そういった情報を皆さんにお伝えする必要があると思っている。この事業の大きな目標としては、医療的ケア児のコーディネーターを増やしていきたいと考えている。そして、その方の状態を十分に聞いた上で、社会資源等を総合調整してサービスを提供するということを進めていきたいと思っている。一足飛びには、その方をすぐこの事業所で受け入れられるようになるという状況になるのは難しいと思うが、段階的にそういった形で努力して参りたい。</p>
構成員	<p>了解した。</p>
構成員	<p>【3－(1)－3について】(資料2の13ページ)</p> <p>前回の会議の時に生活が非常に苦しく共稼ぎをしていた方が、支援している本人の病状が悪くなってきたので、アウトリーチ（訪問支援）の支援要請を、区役所を通じて手続きしたが、ここにある「何らかの理由で、家族等からこれまでと同様の支援が受けられなくなった場合において」とい</p>

	<p>う条件があるという理由で断られたという事例を紹介した。家族が病気になって、家族が、病気になる等、本人に対する支援ができなくなったという状況があるのであればアウトリーチを認めるが、状態が悪化する前と変わらない生活の支援を家族ができるという理由で認められないということであった。この文言については何らかの形で在宅での支援をもっと強化するような内容に見直しを要望したところ、担当課長から今後これだけでは不十分と思う点を補足していきたいという回答をいただいたが、前の内容と全く同じである。「何らかの理由で」という条件を付して制限をするような、誤解を与えるような表現というのはいかがなものか。国の基本計画を見てもそういう制限を加えるような内容はない。病院からの移行支援も含めて、医療中心から地域において支えていくという動きになってきているのだから、この「何らかの理由で」という、さきほど話したような事例が出てくるような文言が相変わらず残っているのはいかがなものか。これを是非直して欲しいとお願いして、見直すようなご返答をいただいたが、そういうような文言が前と同じというのは納得できない。</p>
部会長	事務局から説明をお願いします。
発達障害担当課長	再度のご指摘ということで重く受け止めている。構成員のご意見を踏まえた形で修正をさせていただく。表現等については検討させていただきたい。
部会員	<p>【1－(2)－4について】(資料2の3ページ)</p> <p>まだ受審していないサービス提供事業所等に対して受審を促進するというのは、ある意味当然なのかもしれないが、事業所等を選ぶ側の視点から言うと、やはりこの第三者評価の公表も含めて実施していただかないと安心して選べない。国においても、公表も含めて促進するという記述があるので、その点も踏み込んで行っていただきたい。</p>
障害者支援課長	<p>今のご意見を十分に検討させていただきたいと思う。ちなみに平成30年4月以降に障害福祉サービス等の情報公表制度ができる。まだ具体的に内容は決まってないが、色々な方々から直接ホームページで障害福祉サービス事業のかなり踏み込んだ内容まで見られるようになる。その中に第三者評価の内容が入るかどうかはまだ確認できていないが、今までは所在地等の基本情報しかなかったが、平成30年4月以降は、サービスの内容や苦情対応の状況等が、初めから全てではないが、随時ホームページに公開していく。障害福祉サービスの透明性を図る、サービスの内容を分かっていた上で皆さんが選べるという仕組みが、今後出来ていくものと思っている。</p>
部会員	その辺の推進も含めてよろしくお願ひしたい。
部会長	他の構成員の方で発言がまだの方。構成員からは何かあるか。

<p>構成員</p>	<p>医療的ケアが必要な重度の人の在宅での生活というのが、やはり家族にすごく負担がかかる。高熱を出したり、色々な症状が出た場合でも、在宅で点滴しながら家族が看るという状況が多く、24時間離れられない。入院したとしても、やはり親が付き添わないと入院できないという状況が今あるので、どうしても家族の負担、親の負担が大きい。</p> <p>そこで、病院だったらそういうところを配慮して、家族の負担が少し軽減出来るようなところがあればよいと思っている。ショートステイ（短期入所）をした場合でも、熱を出したりすると今は家族が呼び出されて家に帰る状況である。そういう状況の中ではやはり家族も全然息が抜けない、ショートステイに預けても安心できない状況が続いている。そういうところが充実できていないというのが実感である。</p>
<p>部会長</p>	<p>事務局から何かないか。</p>
<p>障害者支援課長</p>	<p>ご指摘の通り、重度障害の方のご家族の負担が大変であるということは重々感じており、そのためにはどういった支援策が必要か検討しているところである。ショートステイ等のレスパイト（一時的休息）できる場所で、なお且つ親御さんが安心して預けられる場所があることや、日中、放課後に預かっていただけるようなところで、なお且つ医療的な看護ができて預かれる状況ができればそれがよいと思っているが、すぐに皆さんのニーズに全て沿える状況にはないが、段階的に医療的ケア児のコーディネーターを増やしていきながら、また色々な社会資源や情報を総合的にコーディネートしながら、必要な支援を、少しずつではあるが充実していくことを目指していきたいと考えているので、ご理解をいただきたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>構成員から他にご意見はあるか。</p>
<p>構成員</p>	<p>【2－（2）－2について】（資料2の8ページ）</p> <p>特に発達障害について市立総合療育センターとかかりつけ医の役割分担、情報共有等と書かれてあるが、この項目において、特に発達障害については今、話題になっているが、総合療育センターはあくまでも総合的な障害のあるお子さんたちを診るところなので、難聴のお子さんであったり、視覚障害のあるお子さんであったり、医療的ケアが必要な子たちがいるので、「特に、発達障害について（以下、省略。）」ということは、この段階ではまだ入れないほうがよいのではないか。</p> <p>また、資料2の15ページ、3－（2）－5に「市立総合療育センターとかかりつけ医の連携」とあるが、この部分についてはこの2－（2）－2にもあるので、ここでもう少し詳しく書いていただいた方がよいのではないか。</p>
<p>障害者支援課長</p>	<p>ご意見を踏まえて事務局の方で文言等を検討させていただきたい。</p>

<p>構成員</p>	<p>【3-（3）-5について】（資料2の16ページ） 前回もお話したかと思うが、やはり行動障害等のある人への支援はなかなか難しいところがある。この内容でもスキルアップ研修を行うと書いてあるが、研修だけでは事業者での受け入れを進めることは難しいところがあるので、例えば啓発活動など、事業者が受け入れてくれるようになる何らかの働きかけが必要ではないかと思う。</p>
<p>発達障害担当課長</p>	<p>スキルアップ研修だけではないという意味で「等」としているが、それでは伝わらないと思うので、ご意見を踏まえて文言の工夫を検討したい。</p>
<p>部会長</p>	<p>具体的に「等」にはどういう意味合いが含まれているのか。</p>
<p>発達障害担当課長</p>	<p>今ご指摘のあったとおり、広報・啓発も含めているが、この文言から読み取るとは難しいと思うので、この点については言葉を足し、単に研修だけという意味に取られないように工夫をしたい。</p>
<p>構成員</p>	<p>【3-（2）-1について】（資料2の14ページ） 民生委員に対して色々な相談があった時に、民生委員自体もどこでどういう取り組みがされているのかがなかなか分かりづらいと感じている。障害をお持ちの方が区役所等に相談に行った時に、自分で調べないと支援の内容がよく分からないということもあり、よく調べたらこういう事が助成してもらえたというようなことを聞いたことがある。窓口職員に対する専門研修や、人材育成については是非充実していただきたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>今のコメントに対して事務局から何かあるか。</p>
<p>発達障害担当課長</p>	<p>充実するよう努めてまいりたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>窓口の職員に対する専門研修については、私からも前回申し上げたかと思うが、誰に最初に相談をするかによってその後の受けられる支援が変わってしまうような、その人の人生が大幅に変わってしまうことはあってはならないことだと思うので、その辺りの対策というのはきちんと取っていかなければならないことではないかと思う。</p>
<p>構成員</p>	<p>【3-（2）-3について】（資料2の14ページ） 今のことと関連があるが、質問とお願いをしたい。この項目に関連してだと思うが、基幹相談支援センターがあり、精神保健福祉センターがあり、今後、地域生活支援拠点を作っていくとか、あるいは精神、発達、難病それぞれの各障害者支援地域協議会、障害者自立支援協議会と色々なものがある。その関連がどうなっているのか、またどこが中心となっていくのかというのがよく分からない。現行計画には、地域包括支援センターという名称のものもあり、私はそれがどこにあり、どういう機能を果たしている</p>

	<p>のかよく分かっていないが、それが今回の計画にはないということではなく、なっているということなのか。色々な機関があり、地域で支えていくためにはそういった機関が連携をしていかなければいけないというのはよく分かるが、色々な機関が色々なニーズに従って動いており、まとまりがない。どこが中心で、どういう関連付けや役割分担がなされているのかが分からない。この障害者支援計画を作るにあたっては、是非、図でこの関連付けを明確にし、それぞれこういう役割があって、こういう連携の仕方をしているということ、何らかの分かりやすい図で是非示していただきたい。</p> <p>また、それぞれがそれぞれで行うのではなく、やはりどの機関が中心を担って連携をとっていく、イニシアティブ（主導権）をとっていくという位置づけをしていただきたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>事務局から何かないか。</p>
<p>発達障害担当課長</p>	<p>様々な窓口、協議会がある中でどこがイニシアティブをとるかということは大変重要なお指摘かと思う。一方で、様々な地域協議会を提示している。これは、国から、精神障害、発達障害のそれぞれで地域協議会を設置することという基本指針が示され、それを受けて本市の計画の方向性をお示ししているものである。それらの機関等の一つにまとめることや、どの機関が中心でどの機関がその一部であるというような絵解きをするようなところまで明確な結びつきはできていない状況である。今、明確に図示することは難しいと思っているが、そういう視点は必要であると我々も思っている。それぞれの機関等を結びつけるような明確な図がここに入れられるかどうかについては、今日は明言ができないが、それぞれの協議会が、柔軟に住民目線、当事者目線で、縦割りにならないように議論の場、支援の体制を作っていきたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>限られた時間内での議論になるので、障害者計画についてはここまでとし、続いて障害福祉計画及び障害児福祉計画について意見交換をしていきたいと思う。</p> <p>北九州市の障害者支援計画には、厚生労働省が指定する各事業の数値目標を示す障害福祉計画が含まれる。本日は第一部会が所管する分野に係る障害福祉計画の部分が示されているので、皆様からまたご意見をいただきたいと思う。</p> <p>まずは事務局から内容について説明をお願いします。</p>
<p>企画調整係長</p>	<p>事務局説明</p> <p>資料3 北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画について、</p> <p>資料4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保</p> <p>に係る目標（成果目標）※第1部会が所管する分野1～3に該当するもの、</p> <p>資料5 各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援</p> <p>等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）※第1部会が所管する分野</p> <p>1～3に該当するもの、</p>

資料6 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 ※第1部

会が所管する分野1～3に該当するもの

部会長

今、事務局から説明があった数値目標の内容について、事務局に確認したいことや、内容に関するご意見があれば、ご発言をお願いします。

構成員

【「エ 保育所等訪問支援」について】(資料5の12ページ)

事業量の見込みについて、「利用者数の増加及び新規の訪問先の拡大に伴い、今後も利用者数が増加すると想定し設定した」となっており、その下に「サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより確保を図る」となっているが、実際の問題としては訪問支援員の数が足りていないことだと思う。契約実人数はこの数字よりももっと多く、来て欲しいと希望されている方がたくさんいるのに訪問支援員が行けないという状況である。訪問支援員は一人で月10回も訪問すると、訪問後の色々な作業があり、それ以上訪問に割く時間がない。また国の事業であるので、単価がかなり安いということもあり、これ以上増やせないのはそういう問題だと思う。実際に、幼稚園や保育所ですごくお困りの方や、障害があることが早期発見されないまま幼稚園や保育所に行っている、本来であれば通園に来た方がよいお子さんがたくさんいらっしゃる、その方たちの支援をどう充実するかというところに対応するための訪問支援であるという、その役割が大きい割には、国の制度ではあるが、制度として上手くできていないと感じている。どこかの文言の中に、もう少し人数の確保を図るとあったが、障害者相談支援のところも同じようなことであるが、障害児の相談支援をする事業所や、相談支援員の数もやはり少ない。高齢者の場合なら一人何人というところでひとつの区切りがあるが、そうではなく、相談支援員一人でかなりの件数を持たなければいけないという問題がある。相談支援の利用人数だけではなく、全体を見ても本当にそれが充実しているものかどうかというのは、そのサービスを行うための相談員の数や訪問支援員の数を充実させることが重要なのではないかとこのことを先程の構成員の質問の時も思っていた。この項目は国の制度であり、市としてもすごくお金のかかる場所であるため、訪問支援員をすぐに増やせないから、結局は表面的な相談の件数になるのではないかと感じた。

部会長

今のご意見に関して事務局からお願いします。

障害者支援
課長

構成員の仰るとおり、本当は必要な事業でありながら、おそらくそういった報酬面等が課題になっているのではないかと感じている。実際、私もこの事業を増やしていかなければならないと感じているが、実は平成29年度の実績見込みを見ると減っているような状況であるので、本当に必要な方に行き渡っていないのではないかと思う。ただし、これは国の制度ということもあり、報酬単価の見直しが平成30年にあるので、手厚くなって欲しいという思いはあるが、今のところまだ結果が見えていない。もし必要があれば、国のほうにも提案といった形で要望等を行いたい

	と考えている。必要な事業だと思っているので、しっかり対応していきたい。
構成員	<p>【「ア 児童発達支援」について】（資料5の11ページ）</p> <p>利用児童数の見込みが2年間で84名増えているが、これはどこで受け入れることを想定されてのことか。既存の児童発達支援センターはもう定員いっぱいである。</p>
構成員	<p>児童発達支援センターはいっぱいであるが、児童発達支援事業所の増加によるものだと思う。ただし北九州市の児童数は減っている。その見込み数を割ってくると思う。またもしかしたら事業所の質の問題が出てくる可能性もあるかと思う。</p>
障害者支援課長	<p>構成員のおっしゃるとおりで、児童発達支援センターだけではなく、児童発達支援事業所もこれから数が増えていくと思っている。ただし、これも構成員がおっしゃったとおり、サービスの質の問題等も色々出てくるのではないかと思う。今、実際の利用率等を見ると、放課後等デイサービスでも同じであるが、まだまだ行きたいと思っていられる方が十分行けていない状況と感じており、今後もまだ少し増えていくことは見込んでいかなければならないと思っている。ただしサービスの質の担保として、当然、子どもが現地へ行ってその質を確保する意味での指導等や、また先程も申し上げたが、平成30年4月以降の情報公表制度により、各事業所にはサービスの内容をしっかりとアピール（主張）していただいて、色々な方がその情報を見て選択できるような形を今後は進めていきたいと思う。そうすることにより自ずと適切な運営をしている事業所がしっかりと残っていくような仕組みづくりを考えていかなければならないと思っている。ただ単に事業所数を増やしていただくだけではなく、質の確保についても念頭において取り組んで参りたい。</p>
部会長	<p>その他にご意見等ないか。</p>
構成員	<p>【「第4期北九州市障害福祉計画における実績」について】（資料4の16ページ）</p> <p>行政と総合療育センターによる連絡会を開催したとあり、今後は保健、医療等で推進会議を設けるとあるが、この中に地域連携を行っている地域の病院というのは入っているのか、参加されているのかということをお聞きしたい。</p>
障害者支援課長	<p>今はまだ行政と総合療育センターの関係者との連絡会議を1回開いただけであるが、将来的には当然医師会や訪問看護ステーション、また医療センターやJCHO（独立行政法人 地域医療機能推進機構）といった拠点の病院、そういったところも含めて推進会議という形で作っていただけると考えている。</p>

<p>構成員</p>	<p>障害者の医療に強い病院もあるので、是非そういった病院で1床でも2床でもレスパイト（一時的休息）の確保をしていただいで安定的な供給が出来たらよいと思っている。またこの推進会議には当事者、介護している親や家族の意見も含めていただきたい。風通しを良くする意味でも、そのメンバーに当事者も加えていただきたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>他にご意見等ないか。</p>
<p>構成員</p>	<p>【「(3) 自立生活援助」】(資料5の7ページ) この自立生活援助という言葉は先ほどの障害者計画にはなかったように思うが、障害者計画の基本的な施策の3-(1)-4(資料2の13ページ)や、3-(1)-8(同ページ)あたりの居宅生活支援というものに該当する項目なのか。</p>
<p>障害者支援課長</p>	<p>自立生活援助は、平成30年4月から始まる国の法定サービスであり、施設やグループホーム、病院から出て、一人暮らしを希望される方が居宅で生活することに対し、定期的な巡回訪問や、電話、メール等で連絡を取るような形で支援をしていくという事業が想定されている。ただし、まだ国から具体的な内容が明確に示されていないので、整い次第取り組んで参りたいと思っている。 またこの事業が次期障害者計画の基本的な施策のどこの項目にぶら下がるかについては、しっかり検討して参りたい。</p>
<p>構成員</p>	<p>今の説明によると、病院から退院した人が自立し、地域生活定着するよう支援するというイメージに聞こえたが、この項目では退院からの自立だけに限定されているのか。それでは不満である。やはり、今あるような在宅生活を支える福祉サービスという、そういう訪問支援も含めたそういうものの数値目標化にしていきたい。</p>
<p>障害者支援課長</p>	<p>病院だけではなく、施設から地域へ移行するということもある。またグループホームを利用されている方で一人暮らしをされて頑張っていくということに対しても訪問型の支援を想定している。居宅に家庭訪問を行い、支援をしていくことを想定している事業であり、自立に向けた支援を今後行っていくという新たな事業である。まだ内容がはっきりしていないところはあるが、今後、国から提示される内容に沿ってしっかり取り組んで参りたい。</p>
<p>構成員</p>	<p>分かった。施設からの自立や退院からの自立だけではなく、現にずいぶん多くの方が家庭の中でひきこもりや社会的に適応できないという状況にあり、いわゆる訪問支援的なものや、あるいは訪問介護的なものが非常に必要だと言われており、その辺の数値目標化が今までなかったので、今回新たに平成30年度から明確に施行をお願いしたい。 また、「(3) 居住支援・施設系サービス」にある居住支援という、なんとなく住むことを支援するというような言葉で、はっきりしないので、む</p>

	<p>しるここは計画にある居宅生活支援という居住ではなく居宅生活支援という言葉にしていきたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>事務局から何かあるか。</p>
<p>障害者支援課長</p>	<p>このサービス名については法定で決まっている名称であるので、これは変更ができない。</p>
<p>企画調整係長</p>	<p>補足させていただく。この活動指標については、項目の分類や事業の種類またその名称などが厚生労働省から指定されているものであるため、指定された事業内容に応じた内容をここに掲載する形になる。この活動指標にない事業や取り組みであっても、障害者計画の中で、市として事業や取り組みとして取り組むべきであるというご意見を先程からいただいているので、障害者支援計画の中で受け止めて参りたい。活動指標については国の指定項目となるので、項目や指標の変更・追加については難しいことをご理解いただきたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>数値目標について他にご意見はあるか。</p>
<p>構成員</p>	<p>【成果目標③について】（資料4の9ページ）</p> <p>先程も構成員からご意見があったかと思うが、お願いが一つと質問が一つある。「目標設定の考え方」で緊急的な対応を図る体制と、緊急時になんらかの相談ができるような地域生活支援拠点を作ると読めるが、緊急時だけでなく平常時も、親の気持ちとしては親亡き後に子どもたちが安心して暮らせる地域をつくって欲しいと思っておられると思うので、そういった方向で書き換えていただきたい。</p> <p>もう一つは、地域生活支援拠点を一か所整備するという目標であるが、具体的に何か青写真のなもの、あるいは協議会を設置するなどの具体的な計画が今現在あるのかを教えてください。</p>
<p>発達障害担当課長</p>	<p>地域生活支援拠点については先程もご意見があったが、これは何度も出てきている話であるが、全体的に国の示している制度・施策であり、国が示した定義の中では「緊急時」と明記されている。この障害福祉計画（成果目標や目標設定の考え方など）の文言は、先程の障害者計画における基本的な施策も含めて、国の文言をそのまま踏襲しているものである。確かに日常的な見守り支援というのは非常に大事であることは承知している。ただ先程も申し上げたとおり、地域生活支援拠点の作り方はネットワーク型で作っていくという方法もあるので、その意味では日常的な見守りを結びつけるという作り方ということも否定はしない。その点は今から考えていくことであるため、その意味で先程も「踏まえて」というお話をした。ここはご理解いただきたいが、基本的にはこれは国が示している定義であり、この表現も国が示しているものである。先ほどの「目標設定の考え方」の前半部分は表現等に工夫の余地があると思っているが、「成果目標」については、ある程度国の提示した枠組みに縛られる部分はある。その意味</p>

	<p>で「成果目標」については、修正は難しいと考えている。「目標設定の考え方」の前半の部分については少し工夫することを検討したい。</p> <p>地域生活支援拠点整備の青写真については、まだ今から議論や検討をしていくところである。今日のご意見を踏まえた形で議論していけるように努めてまいりたい。</p>
部会長	<p>他にご意見等ないか。</p>
構成員	<p>【「E 移動支援事業」について】（資料6の4ページ）</p> <p>そもそも移動支援事業は、障害の重たい方に対する事業だということは認識しているが、やはり中軽度の方でも移動支援を使わないと自立した生活が送れないとか、社会参加できないという方も本当にいらっしゃる現状もやはり知っていただきたい。またその点は窓口において柔軟に相談に応じたり、対応をしていただきたいので、中軽度だから移動支援は使えないということではなく、ケースバイケース（個々の場合に応じて）で、内容によって考えていただきたい。</p>
障害福祉企画課長	<p>先程、例えば区役所で最初に担当した職員によって左右されるというご発言もあったが、私たちも、区によって対応が違うということや、市の職員の異動が重なる4月5月は、区によっては多少職員数が少ないところもあるので、その時期に区の対応力が少し下がってしまうのではないかとというご指摘は受けることがある。今のご発言も、基本的には重度の方を対象にしている移動支援事業ではあるが、重度とはどの程度からという厳密な区分けをあらかじめすることは非常に難しいので、おっしゃったように区の職員は常に実態を聞きながら対応していくことが必要だと思う。他にも重度障害者医療など、市として重度の障害のある方を対象として行っている事業というのはたくさんあり、そういった事業においても中軽度の方にも対象を広げて欲しいというご要望は承っている。その点については市の財政上の問題等があるので、今後の検討課題とさせていただきたいが、区の職員の資質向上については、私たちもご指摘を受けているので、例えばある区で問題が起きたという時は、私ども本庁の方で情報を取り、各区に対して、こういう問題があったという情報提供は常に行っている。毎月1回必ず区の担当課長と係長のそれぞれの会議を持ち、色々な情報共有をさせていただいている。今のご指摘の一つにあるような柔軟な対応については、適切に対応して参りたい。</p>
部会長	<p>時間がかかり過ぎてしまっているが、全体を通して今日これだけは言っておきたいということはないか。</p>
構成員、部会員	<p>(特になし)</p>
部会長	<p>それでは以上で本日の意見交換を終了したいと思う。活発なご意見に感謝する。本日いただいたご意見については部会長及び事務局において一任</p>

事務局	<p>させていただきたいと思う。 それでは事務局にお返しする。</p> <p>部会長、構成員・部会員の皆様には長時間の意見交換に感謝申し上げます。 この（次期）北九州市障害者支援計画のあり方懇話会 第一部会としては、今回で終了となる。終了にあたり、障害福祉部長よりご挨拶申し上げます。</p>
障害福祉部長	<p>皆様には大変お忙しい中、本日の会議にご出席いただき感謝申し上げます。</p> <p>今あったように、今回で第一部会については今回で終了となる。</p> <p>振り返ると第1回目が5月30日、第2回目が8月17日、そして最後である第3回目が本日11月2日であった。会議の間隔が2、3か月空いたことで、皆様においては準備等のご負担が大変であったと思う。この部会の終了にあたり、会議の円滑な運営にご尽力いただき部会長、また本日最後のご参加となる部会員には心より感謝申し上げます。合わせて、本懇話会全体会の構成員の皆様については、今月（11月）20日に第3回目の全体会を予定しているので、引続きご協力をお願い申し上げます。第3回目の全体会においては、今日、貴重なご意見をいただいた内容を可能な限り反映したものをお示しできるよう、さらに検討を進めてまいりたい。全体の話になるが、今年度、平成29年度から来年度である平成30年度にかけて、本市の障害福祉行政にとって節目となる重要な時期と考えている。具体的には、今まさに皆様に議論いただいている次期障害者支援計画が来年度からスタートする。また昨年4月から施行された障害者差別解消法を補完し、市として主体的に取り組む、差別解消に関する本市独自の条例案を策定中であり、来月12月の市議会定例会に条例議案を上程する予定である。本日、所長にお越しいただいているが、老朽化している総合療育センターの建て替え工事が現在予定どおり進んでおり、来年度中にはリニューアルオープン（再開所）する予定で進めている。そういった大きな事業があり、来年にかけて重要な節目の時期と考えている。一方で、今日ご意見をいただいた、福祉に関わる人材育成のことや、実際の障害の程度による柔軟な対応についてなど、課題が山積していることも事実である。引続き、皆様のご協力をいただきながら、究極の目標である共生社会の実現に向けて、さらに着実に前進してまいりたい。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>本日のご協力に感謝申し上げます。 以上で本日の会議を閉会する。</p>